

厚生労働省告示第二百八十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ、第二十一条第三号へ及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年八月三十日から適用する。

平成二十九年八月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表 第1部～第17部 (略)		別表 第1部～第17部 (略)	
第18部 追補 (14)		(新設)	
品名	内 用 規 格 単 位	品名	内 用 規 格 単 位
		薬 価	薬 価
		円	円
(あ)	アマナリーフ錠200mg	200mg 1錠	1,469.70
(お)	オルミエント錠2mg	2mg 1錠	2,694.60
	オルミエント錠4mg	4mg 1錠	5,223.00
(か)	カナリア配合錠	1錠	300.30
(ひ)	ビゾレツソ徐放錠50mg	50mg 1錠	71.00
	ビゾレツソ徐放錠150mg	150mg 1錠	188.60
	注 射 薬		
	品 名	規 格 単 位	薬 価
			円
(け)	ケイセントラ静注用500	500国際単位1瓶 (溶解液付)	35,004
	ケイセントラ静注用1000	1,000国際単位1瓶 (溶解液付)	65,225
(し)	ジソオルタ注射液20mg	20mg 1 mL 1瓶	89,632
	(す)		

スピンラザ註12mg 外	用 12mg 5 mL 1 瓶 薬	9,320,424
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(5) ヲタノプロスト点眼液0.005% 「SEC」	0.005% 1 mL	409.90

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 (略)

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) (略)

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するもの）にあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ソバルディ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノピコールカプセル二・五 $\mu$ g、エクリラ四〇〇 $\mu$ g、ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠HT、デシコビ配合錠LT、ヤーズフレックス配合錠、コムクロシャンプー〇・〇五%及びカナリア配合錠

(一)・(三) (略)

別表第5

第1部～第5部 (略)

第6部 追 補 (5)

改正前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 (略)

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) (略)

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するもの）にあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ソバルディ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノピコールカプセル二・五 $\mu$ g、エクリラ四〇〇 $\mu$ g、ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠HT、デシコビ配合錠LT、ヤーズフレックス配合錠及びコムクロシャンプー〇・〇五%

(一)・(三) (略)

別表第5

第1部～第5部 (略)

(新設)

外名	薬名	規格単位
ラタノプロスト点眼液0.005%「アメル」 (5)		0.005% 1 mL